

IGL ショートステイ信愛の郷

重 要 事 項 説 明 書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

※ 当施設は介護保険の指定をうけて指定介護福祉施設と併設する指定（介護予防）短期入所生活介護事業を一体的に運営しています。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 設置運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 I G L 学園福祉会
- (2) 法人所在地 広島県広島市安佐南区上安六丁目 31 番 1 号
- (3) 代表者氏名 理事長 永見 憲 吾

2 事業の目的と運営方針

当施設は、施設の介護にあたる職員が、要支援状態または要介護状態にある高齢者に対し、居宅（介護予防）サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な介護を提供することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に努めるものとします。
- (2) 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

3 施設の内容(併設事業所を含む)

(1) 施設名等

施設の種類	指定介護老人福祉施設 (広島市指令高介 3470110275 号)		
施設の名称	特別養護老人ホーム I G L ナーシングホーム信愛の郷(ユニット型)		
管理者氏名	施設長 河野 隆典		
施設住所	〒734-0047 広島県広島市南区本浦町 8 番 39 号	電話番号	082-510-3365
指定年月日	令和 5 年 3 月 1 日		

併設事業	施設の種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	(広島市指令高介 3470110275号)	
	施設の名称	I G L ナーシングホーム信愛の郷(空床型)		
	施設の種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	(広島市指令高介 3470110283号)	
	施設の名称	I G L ショートステイ信愛の郷		
建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建	延べ床面積	5,912.63㎡	

(2) 入居定員・ユニット数、短期入所の定員

指定介護老人福祉施設	定員 90名		ユニット数	9ユニット
(介護予防)短期入所生活介護	空床型	定員 -	併設型	定員 10名

※1 ユニットの定員は10名です。

(3) 施設の職員体制

当施設では、利用者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置	業務内容
1. 施設長(管理者)	1名	施設の業務を統括します
2. 医師	1名以上(嘱託医)	健康管理及び療養上の指導を行います
3. 生活相談員	1名	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
4. 介護職員	42名以上	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
5. 看護職員	3名以上	健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います
6. 管理栄養士	1名	献立作成、栄養ケア・マネジメントを実施し、調理員を指導して調理業務に従事します
7. 機能訓練指導員	1名	個別機能訓練を担当します
8. 事務職員	1名以上	庶務及び会計事務、施設内外の環境整備に従事します

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 施設長 生活相談員 機能訓練指導員 管理栄養士 事務職員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 医 師	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 週1日
3. 介 護 職 員	各勤務時間帯における各ユニットの標準的配置人員 早朝： 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0 1 ~ 2 名 日中： 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 2 ~ 3 名 夜間： 1 9 : 0 0 ~ 翌 9 : 0 0 1 ~ 2 名
4. 看 護 職 員	各勤務時間帯における施設全体の標準的配置人員 日中： 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 2 ~ 3 名

介護職員 22 : 3 0 ~ 7 : 0 0 の時間帯は2ユニットで1名

(4) 設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個 室	10 室	
共同生活室・食堂	1 室	
医務室	1 室	
浴 室	3 室	特殊浴室(2 箇所)・個人浴室
共同トイレ	3 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務づけられている設備です。

※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4 サービスの内容

- (1) 当施設では利用者への介護サービス提供について、介護保険法により、(介護予防)短期入所生活介護計画の立案を行います。この計画書は、利用に関わる職員達(医師、相談

員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等）が、利用者やご家族等のご希望に沿う介護サービスを念頭におき、検討会議（カンファレンス）を開催した上で計画書を作成し、利用者・ご家族等の同意をいただきます。

- (2) 食事：当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 = 7：30～ 昼食 = 12：00～ 夕食 = 17：30～

- (3) 入浴：入浴又は清拭を最低週2回ご利用いただきます。

個人浴室のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴室で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

- (4) 排泄：排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

- (5) 機能訓練：機能訓練指導員により、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するため、個別機能訓練計画に基づき、個別機能訓練を実施します。

- (6) 健康管理：医師や看護職員が、健康管理を行います。

- (7) 栄養管理：管理栄養士が利用者の身体の状況及び嗜好を十分に考慮し、栄養アセスメントを踏まえ、多職種協働による個々の嚥下機能に着目し、食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定、これに基づく栄養ケア・マネジメントの実施、定期的な評価等を行い、適切な時間に提供します。

- (8) その他自立への支援

- ① 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ② 一人ひとりの生活リズムを重視し、本人の意向に添うように配慮します。
- ③ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

- (9) 理美容サービス（理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。）

- (10) 入退居時の支援

- (11) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇ 協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人あかね会土谷総合病院
所在地	広島市中区中島町 3 番 30 号
診療科	循環器内科、心臓血管外科、腎・血液浄化療法科 外科、整形外科、消化器内科、呼吸器内科、小児科産 婦人科、内分泌内科、皮膚科、眼科、腎高血圧内科 腎移植、耳鼻咽喉科、放射線科

医療機関の名称	医療法人社団仁鷹会たかの橋中央病院
所在地	広島市中区国泰寺町二丁目 4 番 16 号
診療科	泌尿器科、脳神経外科、内科、循環器内科、小児循環器内科、 整形外科、血管外科、外科、皮膚科

医療機関の名称	医療法人社団まりも会ヒロシマ平松病院
所在地	広島市南区比治山本町 11 番 27 号
診療科	救急外科、整形外科、内科、外科、脳神経外科、形成外科、 歯科口腔外科、麻酔科、婦人科

医療機関の名称	医療法人社団広島厚生会広島厚生病院
所在地	広島市南区仁保新町一丁目 5-13
診療科	内科、循環器科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、 皮膚科、乳腺外科、リハビリテーション科

◇ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	中本歯科医院
所在地	広島市南区荒神町 4 番 1 号

医療機関の名称	やない歯科クリニック
所在地	広島市中区江波東一丁目 12 番 50 号

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、指定していただいた連絡先に連絡します。

6 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護のサービスが法定代理

受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

なお、詳細は別紙 利用料金表のとおりです。

7 利用に当たっての留意事項及び禁止事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食べ物を持ち込む場合は、スタッフにご相談ください。
- (2) 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すことのないようにお願いします。
- (3) 利用者が、外出または外泊しようとするときは、施設に届け出てください。
- (4) 施設内では火気の使用はできません。
- (5) 喧嘩、暴力、口論等により、他の利用者に迷惑を及ぼすことがないようにお願いします。またテレビ、ラジオ等の音量も大きくしすぎないように気をつけてください。
- (6) 故意に設備備品等を傷つけたり、無断でそれらの物を施設外に持ち出すことのないようお願いします。場合によっては、弁償をしていただくこともあります。
- (7) 金品及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。やむなく、持ち込まれる場合は相談員または事務員にお申し出ください。申し出のない場合の紛失等につきましては、当施設は、一切責任を負いかねます。高価な装身具や高価な補聴器も同様です。
- (8) 金銭等による賭け事は禁止します。
- (9) 施設内の秩序、風紀を乱すこと、安全衛生を害することのないようにお願いします。
- (10) 無断で備品の位置、又は形状を変えないでください。
- (11) ペットの持ち込みは、禁止します。

8 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、施設長を充てます。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検（スプリンクラー、消火器、消火栓）は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9 業務継続計画の策定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10 緊急時の対応

サービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治医やあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

1.1 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故発生の原因を解明して、再発防止策を講じます。

1.2 個人情報保護に関する対策

施設及びその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、退職後においてもこれらの個人情報を保護すべき旨を、職員との雇用契約の内容としてしています。

1 3 高齢者虐待防止のための措置

施設は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に係る措置を適切に実施するための責任者は管理者を充てます。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (5) 施設運営に当たっては、次に掲げる事項に留意します。

ア 組織運営の健全化

- (ア) 介護の理念、施設所の運営方針を明確化し、職員間で共有します。
- (イ) 個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化します。
- (ウ) サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図ります。

イ 職員の負担やストレスへの対応

- (ア) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい夜勤者のいる施設については、配慮を行います。
- (イ) 職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行います。

ウ チームアプローチ、職員間の連携

- (ア) 個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化します。
- (イ) 情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。

エ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

- (ア) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証します。
- (イ) 目標とする介護の理念を職員間で共有します。

オ ケアの質の向上

- (ア) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討します。
- (イ) アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得します。
- (ウ) 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保します。

カ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等関係機関に通報するものとします。

1 4 身体の拘束等

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

- (1)当施設は、利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践します。
- (2)当施設は、身体拘束の廃止に向けて関係職員が幅広く参加できるケアカンファレンス等を実施します。
- (3)本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、関係職員を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ行うこととし、本人又は家族への説明と同意を得るものとします。
- (4)前項の本人・家族への説明と同意に当っては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行ないます。
- (5)身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明します。
- (6)身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記録を作成します。

1 5 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設の要望及び苦情等の受付担当者

要望や苦情などは、施設の受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、フロント前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。

当施設における苦情やご相談は以下の担当者が受け付けます。

○苦情受付担当者 相談員 中谷 卓司

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30

○電話番号 082-510-3365

(2) その他苦情受付機関

当施設で解決できない苦情は、下記の関係機関に苦情相談ができます。

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 (082)504-2183 ・ F A X (082)504-2136 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島市・南区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	所在地 広島市南区皆実町一丁目5番44号 電話番号 (082)250-4107 ・ F A X (082)254-9184 受付時間 8：30 ～ 17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 (082)554-0783 ・ F A X (082)511-9126 受付時間 8：30 ～ 17：15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082)254-3419 ・ F A X (082)569-6161 受付時間 8：30 ～ 17：00

1.6 施設利用中の医療について

(1) 医療機関への入院について

入院を必要とする場合は、利用者及びご家族が希望される医療機関において入院治療を受けることができるように配慮しますが、緊急、その他の困難な場合は主治医の判断といたしますのでご了承ください。

(2) 施設で可能な医療対応について

施設で可能な医療対応として

- ・ 健康管理、内服管理、褥瘡などの簡単な傷の処置
- ・ 一時的な点滴等

以上を主治医への相談、指示のもと行っています。

持続的な点滴や中心静脈栄養（IVH）等の高度な医療は施設ではできない為、病院での対応となります。病院対応につきましては家族様の協力が必要です。

(3) 看取りケアについて

終末期において施設での看取りケアを希望される方は、苦痛の緩和に努め慣れ親しんだ施設で最期までその人らしい生活が送れるよう支援します。

(4) 延命についての意向確認

当施設では入居時に必ず延命についての意向を確認させていただきます。

意向は定期的に再確認させて頂き、意向の変更はいつでもできます。

1.7 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1.8 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

以下のような事情がある場合は、施設を退居していただく場合があります。

(1) 利用者からの退居の申し出（契約書第 11 条）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、原則として退居を希望する日の 3 日前までに通知をお願いします。

(2) 施設からの申し出により退居していただく場合（契約書第 12 条）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 利用者が要介護認定において自立となった場合
- ② 利用者又はその家族等と施設との信頼関係が築けなくなり、この契約を継続することが困難となった場合
- ③ 利用者が当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合

1.9 その他

当施設についての詳細は、ホームページ (<https://www.igl.or.jp/>) や掲示板・パンフレットで確認いただけます。

令和 年 月 日

サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 広島県広島市南区本浦町8番39号
施設名 IGLショートステイ信愛の郷
管理者名 施設長(管理者) 河野 隆典 印
説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、施設からサービス利用について重要事項説明を受け同意しました。

利用者(契約者) 住所 〒 _____
氏名 _____ 印

※利用者（契約者）が署名（自書）した場合は押印不要

代筆者 住所 〒 _____
電話番号 _____
氏名 _____
利用者との関係 (_____)

保証人(後見人) 住所 〒 _____
電話番号 _____
氏名 _____
利用者との関係 (_____) 印

緊急時等の連絡先： 保証人 その他 (_____)
請求書及び領収書等の送付先： 契約者 保証人
 その他 (_____)

※保証人（後見人）が署名（自書）した場合は押印不要

